（前のページより続き）

○平成二十五年国土交通省告示第千三百七号の一部を改正する件（同一四四七）

〔人事異動〕

内閣　総務省　外務省　最高裁判所

〔公　告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家、有権者申出方、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

特殊法人等

企業年金基金清算結了・清算人退任関係

会社その他

二　本号で公布された法令のあらまし

二　◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第四〇四号）（内閣官房）

1　我が国周辺海域を取り巻く情勢の変化に対応して海上保安庁の体制を強化するため、国土交通省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

三　◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四〇五号）（内閣府本府）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二九年五月三〇日とすることとした。

三　◇個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四〇六号）（内閣府本府）

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第二十七号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

二六　政令第四百四号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

二七　政令第四百五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

三一　政令第四百六号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

三二　最高裁規則

○最高裁判所規則第八号　裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

政　令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第四百四号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表国土交通省の項中「五八、五七三人」を「五八、六七七人」に改め、同表合計の項中「二九六、三四一人」を「二九六、四四五人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第四百五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年五月三十日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第四百六号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年一月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

最高裁規則

○最高裁判所規則第八号

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

最高裁判所

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

第一条　裁判官の育児休業に関する規則（平成四年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。